

# 生活福祉資金貸付条件等一覧

資金の種類			貸付利率	貸付対象世帯			
				低所得	障害者	高齢者	生活保護
福祉資金 (福祉費)	①生業	生業を営むために必要な経費	連帯保証人を 立てられる場合： 無利子  連帯保証人を 立てられない場合： 年1.5%	●	●	●	●
	②技能習得	技能習得に必要な経費（技能習得経費） 技能習得期間中の生計維持の費用（生計費） 就学支度に必要な経費（就学支度費）		●	●	●	●
	③住宅	住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費		●	●	●	●
	④福祉用具購入	福祉用具等の購入に必要な経費			●	●	●
	⑤障害者自動車購入	障害者用自動車の購入に必要な経費			●		
	⑥中国残留邦人年金追納	中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費		●	●	●	●
	⑦療養	負傷又は疾病の療養に必要な経費、及びその期間中の生計を維持するために必要な経費		●	●	●	
	⑧介護等	介護サービス、障害者サービス等を受けるために必要な経費、及びその期間中の生計を維持するために必要な経費		●	●	●	
	⑨災害援護	災害を受けたことにより臨時に必要な経費		●	●	●	●
	⑩冠婚葬祭	冠婚葬祭に必要な経費		●	●	●	●
	⑪転宅	住居の移転等や、給排水設備等の設置に必要な経費		●	●	●	●
	⑫支度	就職、技能習得等の支度に必要な経費		●	●	●	●
	⑬一般福祉	その他日常生活上一時的に必要な経費等		●	●	●	●
福祉資金	緊急小口資金	緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に必要経費	無利子	●	●	●	

教育支援資金	教育支援費	高校、大学又は高専に修学するために必要な経費	無利子	●			●
	就学支度費	高校、大学又は高専への入学に際し、必要な経費		●			●

総合支援資金	生活支援費	生活再建までの間の生活費	連帯保証人を 立てられる場合： 無利子 連帯保証人を 立てられない場合： 年1.5%	10・11ページ 参照	—
	住宅入居費	敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な経費			
	一時生活再建費	生活再建に必要な一時的費用			

一般不動産担保型生活資金	低所得の高齢者世帯に対し、現在、暮らしている自己所有の居住用不動産（土地・家屋）を担保として貸し付ける生活資金	年3%、または長期プライムレートのいずれか低い利率	低所得の高齢世帯
--------------	---	---------------------------	----------

※上記の貸付条件については、厳格な審査により特別基準を設けることができます。くわしくは市区町村社協でご相談ください。



貸付限度額	据置期間	償還期間	備考
460万円以内	3ヵ月以内	10年以内	日本政策金融公庫などで借入ができる場合は、そちらが優先となります。
技能習得経費：月額12万円以内 生計費：月額15万円以内 就学支度費：50万円以内		8年以内	生計費（月額15万円以内）の貸付は、技能習得経費（月額12万円以内）を含む上限額となります。
250万円以内		7年以内	
170万円以内		8年以内	生活保護世帯の場合、同一世帯の障害者又は日常生活上介護を要する高齢者のための貸付であること、生活保護費以外に収入があることが条件です。
250万円以内		8年以内	自動車は1600cc（ディーゼル車は1800cc）以内、付属品、登録諸費等を含む購入額は250万以内です。買替えの場合は購入後8年以上経過していることが必要です。
513.6万円以内		10年以内	
170万円以内 （療養期間が1年以内）		5年以内	「療養期間が1年を超え1年6ヵ月以内で、世帯の自立のために必要と認められるとき」は貸付限度額が230万円以内となります。
170万円以内 （介護サービス利用期間が1年以内）		5年以内	「介護サービス、障害者福祉サービス受給期間が1年を超え1年6ヵ月以内で、世帯の自立のために必要と認められるとき」は貸付限度額が230万円以内となります。
150万円以内 400万円以内（住宅改修のとき）		7年以内 14年以内（住宅）	
50万円以内		3年以内	自動車の車検・修理・車庫等の維持費用は、障害者世帯に限り貸付対象となります。
10万円以内	2ヵ月以内	1年以内	原則として、生活困窮者自立相談支援事業の利用が必要です。
8・9ページ参照	8・9ページ参照	8・9ページ参照	日本学生支援機構、京都府高等学校等修学金、母子父子寡婦福祉資金等の借入ができるまでの「つなぎ資金」としてお貸しします。
50万円以内	3ヵ月以内	8年以内	申込みは入学年4月末までです。
月額：20万円以内 （単身世帯は15万円以内）	3ヵ月以内	10年以内	貸付期間は、当初3ヵ月以内です。 生活困窮者自立相談支援事業の利用が必要です。
40万円以内		3年以内	生活困窮者自立相談支援事業の利用が必要です。
60万円以内 （単身世帯は35万円以内）		5年以内	生活困窮者自立相談支援事業の利用が必要です。
土地評価額の70% 月額：30万円以内 （貸付月額の算定ルールあり）	3ヵ月以内	一括償還 ・借受人死亡時 ・契約解約時	貸付には一定の要件があります。 詳細は京都府社協又は市区町村社協までおたずねください。